

富山地域合併協議会の委員等の業務上の災害に係る補償の取扱いについて

富山地域合併協議会の委員（富山地域合併協議会規約第7条第1項第5号及び第6号に掲げる委員に限る。）及び監事の業務上の災害又は業務場所への移動中の災害に係る補償の取扱いについては、次のとおりとする。

1 補償の基準について

委員及び監事の業務上の災害又は業務場所への移動中の災害に係る補償の基準については、富山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年富山市条例第34号）の規定の例による。

2 事務の取扱いについて

委員及び監事の業務上の災害又は業務場所への移動中の災害に係る補償に関する事務については、富山地域合併協議会事務局において執り行うものとする。

3 補償費用の負担について

委員及び監事の業務上の災害又は業務場所への移動中の災害に係る補償に要する経費は、構成市町村が均等に負担するものとする。